

被ばく労働に関する関係省庁交渉要請書・議事録

日時 2011年10月7日

場所 衆議院第二議員会館

主催団体

原子力資料情報室

ヒバク反対キャンペーン

原水爆禁止日本国民会議

特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC）

福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト

全国労働安全衛生センター連絡会議

参加省庁と担当者

経済産業省

原子力安全・保安院原子力発電検査課 館内

原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課 金子

厚生労働省

労働基準局安全衛生部労働衛生課 片野

同 労災補償部補償課職業病認定対策室 西川

文部科学省

原子力損害賠償室 松浦

要請書.....p. 2

議事録.....p. 6

※交渉は要請書をもとに関係省庁からご回答を頂いて議論を進めています。

厚生労働大臣
小宮山 洋子 様

経済産業大臣
枝野 幸男 様

文部科学大臣
中川 正春 様

原子力資料情報室
ヒバク反対キャンペーン
原水爆禁止日本国民会議
特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC）
福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト
全国労働安全衛生センター連絡会議

政府の被ばく労働に関する情報把握の実態と労働者の保護に関する要請書

貴職らの日ごろのご活躍に敬意を表します。

福島第一原子力発電所の事故から半年が経ちました。国や電力会社などが「想定していなかった」事態に対して、懸命の復旧作業が行われる中で、放射線管理のずさんな実態が次々に明るみになりました。また、これまで私たちの要求や情報公開請求によって厚労省や保安院が公開ないし開示した文書（保安院が7月29日に公開した「放射線業務従事者線量限度について」。厚労省も平成22年4月25日付けの同名の資料を公開している）によると、被ばく線量の規制緩和の根拠は非常に乏しく、その過程も通常のものではなかったことが明らかになりました。先日開催された放射線審議会（8月4日、第115回放射線審議会）でも、緊急作業の位置付けや、作業員の自発性の担保などについて、再検討を主張する委員（梶本委員）が出ています。

福島第一原発での被ばく労働を少しでも減らすために、一日も早く事故を収束させるために有意義な話し合いが実現できればと考えております。問題解決のために率直な情報交換をしたく下記の通り申し入れますので、ご回答よろしくお願い致します。

記

1 被ばく労働の実態把握について

7月23日、海江田経産相の、「現場の人たちは線量計をつけて入ると（線量が）上がって法律では働けなくなるから、線量計を置いて入った人がたくさんいる」という発言がテレビ東京の「田勢康弘の週刊ニュース新書」で紹介された（<http://www.asahi.com/special/10005/TKY201107230699.html>も参照されたい）。このような実態があったならば重大な問題で、再発防止をする必要があります。

私たちと厚労省ほか関係省庁との7月26日の話し合いにおいても、厚労省出席者が、「規制の値というのは労働者の権利を制限するものですから明確な科学的根拠がなければ規制できない」、「被ばくしても働きたいって人いますよ。ご存知ないですか」と発言した（<http://www.ustream.tv/recorded/16248254> 47分20秒～）。そのような捉えられる側面があったとしても、労働者に作業の危険性を十分に周知し、晩発性障害を防止することが関係省庁には求められている。

- ① 経済産業大臣の線量計を外して作業をした、という情報は何に基づいているのかを明らかにすること。
- ② 8月30日の厚生労働大臣の記者会見で、特例で認めている被ばく線量の限度250ミリシーベルトを下げる検討をする、という趣旨の発言があった。現在の検討過程の詳細を明らかにすること。

2 「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による線量に係る指導について」（基発0428第1号）

経済産業省原子力安全・保安院と厚生労働省が開示した文書等によると、BWR（沸騰水型原子炉）の2大プラントメーカーである東芝と日立の試算に基づいて、熟練技術者が不足するために事故処理および全国の原発の運用に重大な支障をきたすということで、緊急時作業で受けた線量を平常時の線量限度の枠外で扱うことが必要となり、上記通達を発出したとのことである。しかしながら試算は3月下旬段階に行われたものであり、粗いものであることも保安院は認めている。

- ① 東芝と日立が3月に行ったとされる試算の根拠となるデータ等を公表させること。
- ② 3月下旬から数えて、約5か経過した現段階の状況に則した試算を、東芝、日立と保安院が共同で行い、根拠も含めて公表すること。
- ③ 上記通達は、緊急作業時に50mS V以上被ばくした労働者が通常業務でそれ以上被ばくすることが規則違反であるが指導しないと言う趣旨なのか、そもそも規則違反ではないという趣旨なのかを明らかにすること。

- ④ 上記通達は緊急作業従事者の長期的な健康影響を全く考慮していない。ただちに撤回すること。

3 労災保険給付と「原子力損害の賠償に関する法律」（原賠法）との関係について

7月26日の話し合いにおいて文部科学省は、原賠法による賠償については、全て審査会任せであるような見解に終始していたが、他法との関係などの法律上の解釈については省庁自らが一定の判断を当然求められる。前述した7月26日の話し合いで触れた長尾労災裁判においては、厚生労働省が法的因果関係を認めたにも関わらず、それを否定する電力会社を国が支援した経過がある。

国（厚生労働省）が原発で被ばくしたことが原因で病気になったとして労災認定した故長尾光明さんが東京電力に対して「原子力損害の賠償に関する法律」に基づいて損害賠償請求をしたのが長尾労災裁判だが、その一審東京地裁で係争中の2005年4月8日付けで、国が訴訟に補助参加すると申し立て、4月22日の口頭弁論からは、代理人弁護士と文部科学省の役人たちが被告席に座ることになった。国によると、原子力損害賠償法と「原子力損害補償契約に関する法律」に基づくものであり、原子力損害の発生原因から10年経過後に請求されて賠償した場合、その損失については政府が補償するとされている。長尾さんは、1970年代後半に被ばくして1990年代後半に発症しているので、確かにそれにあたる。もしも東電が裁判で負けて賠償した場合に、国が請求される可能性があるからという理由で、補助参加した。

- ① 労働者災害補償保険法のみならず、国や自治体が法的因果関係を認めた事例については、原賠法においても速やかに因果関係を認めること。

4 労災補償に関する情報提供について

医学的所見や職歴等で高いリスクを有することが交付の前提となっている、労働安全衛生法に基づく健康管理手帳ですら、必ずしも労災保険請求に活用されていない現状がある。福島第一原発で事故収束作業にともなう被ばく労働についても、労働者一人一人に対する安全教育の一環としても労災補償に関する情報提供は極めて有益である。

- ① 厚生労働省が、放射線障害に関する知識と共に、認定基準も含めた労災補償に関する情報に関するパンフレットを作成して、現地で就労する全労働者に配布すること。

5 福島第一原発構外における被ばく労働について

今回の事故により飛散した放射性物質の影響により、福島県内のみならず、東北・関東地域の下水処理施設および清掃工場において、脱水汚泥やゴミ焼却灰から高濃度の放射

性物質が検出されている。原子力対策本部は5月12日に「福島県内の下水処理副次産物の当面の取り扱いに関する考え方」を示し、厚労省は同17日にそれを各都道府県に通知した。またゴミ焼却灰については、6月23日に環境省が「福島県内の災害廃棄物処理の方針」を示した。いずれも、電離則第2条第2項の定義に該当する放射性物質に該当する場合には、作業者の安全を確保するため電離則の関連規定を遵守することとされている。しかしながら、具体的な内容や手続きは示されておらず、放射線量を測定することも含め、事実上、自治体や現場の自助努力に丸投げしているのが現状であり、経験のない事態に各事業所ではほとんど有効な対応ができていない。この点に関して、厚労省は労働安全衛生に関する監督官庁として対応が不十分だと言わざるを得ない。

- ①福島県内に限らず、全ての下水処理施設および清掃工場において、副次産物の放射性物質の濃度と作業現場の空気中の実効線量を測定すること。あるいは、事業所がその測定を行えるように条件を準備すること。
- ②電離則に定める基準を超える事業所が、放射線管理区域の明示を指示して放射線管理責任者を配置し、労働者に放射線作業従事者の教育を行うために、必要な措置をとり各事業所を指導すること。
- ③電離則に基づき、労働者の外部被曝および内部被曝の線量を個別に測定するために、必要な措置をとり各事業所を指導すること。
- ④労働者の受けた線量を把握し、電離則に規定された労働者の被曝限度を遵守するため、個人の被曝量測定をきちんと行い、放射線従事者中央登録センターによる管理を行うこと。また、少なくとも原発労働者と同等の被曝管理を行うこと。
- ⑤アスベストと同等以上の健康被害が懸念されるため、個人の健康管理手帳を発行し、離職後も無料で定期健康診断を受けることができる制度を制定すること。

6 上記1～5項目について、解説に必要な資料等も含めて文書で事前に回答すること。

以 上

飯田：みなさんこんにちは。原発被ばく労働問題につきましての関係省庁との話し合いですけれども、事前に皆さんにお伝えしておかねばなりません。受付で要請書をお渡ししましたけれども、今日の話の順番は前後入れ代わっておりますのでホワイトボードに書いております順番で、それぞれ出席者の要望もございまして時間を決めさせていただきます。よろしくお祈いします。今日は話し合いを進めるにあたって有意義なものにしていきたいと考えておりますので、攻撃的な言葉ですとか、時間を守らないというようなことはしないで、時間厳守でいきたいと思っておりますのでご協力お祈いします。今日の進行役を務めさせていただきます東京労働安全衛生センターの飯田勝泰と申します。よろしくお祈いします。今日は衆議院議員の工藤仁美先生の事務所を通じまして話の場を作って頂きました。まず工藤先生からご挨拶を頂ければと思ひます。よろしくお祈いします。

工藤：衆議院議員の工藤仁美でございます。選挙区は北海道比例です。役所の皆さんには国会の閉会中も震災の復旧・復興の委員会が開催されまして大変お忙しいところ今日はありがとうございました。また、今日お集まりの団体の皆さんは最も弱い労働者の立場に立って、そういった人たちの思ひを伝えるという立場でお集まりと思ひますので、私たち国会議員はもちろんですけれども、福島原発で最も危険な作業に従事している労働者の命と健康を守るといった思ひはここにいる者すべて同じ思ひだと思ひますので、その目的に向かつて有意義な意見交換ができればと思ひています。

飯田：そうしましたら 1 時を過ぎましたので、ただいまから原発被ばく労働の問題についての関係省庁との話しを進めていきたいと思ひます。今日は第 1 番目の被ばく労働の実態ならびに第 2 番目の緊急作業の線量についての要請事項につきまして経済産業省と厚生労働省の担当の方が出席しておりますので、発言のときにお名前と所属をご紹介頂いて回答をお祈いします。

館内：保安院検査課の館内です。本日、今里が来る予定でしたが急遽、都合が付かなくなりましたので代わりにまいりました。質問の 1 の①ですが、経済産業大臣が線量計を外して作業をしたという情報の件ですが、当該情報は大臣が直接聞いていた情報ではなくて、伝聞情報として間接的に得た情報だと聞いております。

片野：厚生労働省労働衛生課の片野と申します。まず安全衛生センターその他の皆様ですとか、ご紹介頂いた工藤先生その他の方々におかれましてはご足労頂きましてありがたいことだと感じております。以前も申し上げたことなんですが、こういった場を設けて頂くというのは行政として色んな意見をお伺いすることができるので大変にありがたいことだと感じております。ただ私としてもできるだけ率直に、一行政官の意見も飛び越えて色んな事をお話させて頂いたこともあるわけですが、一方で色んな雑誌とかにあることないこ

とおもしろおかしく書かれたこともあり若干、憤慨もしております。こういった場は大変ありがたいと前置きしつつ、あくまでも皆さんのご意見をお聞きした上で私としても率直に考えを話したいという場だと認識しておりますのでその点はきっちりとご了解頂きたいと考えております。さきほど申し上げて頂いたので、たぶんできるだろうと思っています。

早速、内容について1の②ですね。250ミリシーベルトを下げる検討をするという趣旨の発言につきまして現在の経過ということでございます。いつ引き上げるのかという話については厚生労働省だけではなく、経産省の保安院の方も絡んでおります。原発担当大臣との間での話というのもあります。事務方を飛び越えて完全に政務レベルでの懸案にもなっているのもあり、事務方の方から詳細を明らかにするというのは私自身も存じ上げない所があり難しいとしか答えられません。ただ、厚生労働省としましてはあくまで作業員の方々の健康確保という観点がございますので当然、250ミリシーベルトという特例の上限値というのはあくまで特例であると。だから冷温停止の達成が年内に前倒しされているという状況もあります。それは線量が下がっている状況でもあるということはあるので、できるだけ早く下げるのを実施するのが望ましいと考えています。もちろん、今だに線量が下がっている状況にあると聞いておりますけれどもトラブルの対応というのは未だに若干ながら存在していると。あるいは事故収束に向けて工程表があります。こういったものを着実に実施していく上で、ある程度高い被ばくが見込まれる作業も当然、今後は出てくると。作業には支障はきたさないという前提にはなりますけれども、そういう観点も考慮しながらどういうところで一区切りつけていくのかを考えている所でございます。

飯田：被ばくの実態ついて、皆さんからご質問ありますでしょうか。じゃあ、簡潔にお願いします。

参加者：250ミリシーベルトを見直す動きがある、なぜなら線量が低下しているとの答弁がありました。この間、東電が月1、2回、従事している従業員数と被ばく量に関して報告を公表しています。内容を見ますとどうも3月以降の資料の中で不整合があつてあまりよくわかりません。つまり3、4月においては累積の被ばく量を表現しているような部分があり、5月以降に関しては新たに従事した作業員の被ばく量だけしか示していないように思います。おっしゃられる通り新規に作業に従事した人の被ばく量っていうのは次第に下がってきてる傾向に見えるわけですが、それは新規に従事した作業員の1ヶ月間の被ばく量しか示していない。だから新規従事者の資料も必要ですが、3月以降ずっと半年に渡って働いている人がいるかどうか知りませんが、延べ何人が従事していてその1人ひとりが累積何ミリシーベルトの被ばくをしているのかっていう資料がないと、我々は労働者の権利や健康の問題を考えることはできないし、政府としてもちゃんとした施策がとれないのではないかと考えています。したがって、東電から出ている資料に関してその表現の仕方、内容について見直す意思があるかどうか、それが質問の1つです。

片野：東京電力の発表は確かに非常にわかりずらくて我々も読み解くのに非常に苦勞するのが実情です。この発表の仕方がまずいんじゃないかというのは我々もコントロールできない状況にあります。その理由はおそらく、本当に彼らも五月雨で測定しているからだと思いますし、そもそも業務量が追いつかない状況にあると。その辺の内部事情は全くわかりませんが、ただ一番新しく出てきたデータですと累積というのが確か入っているデータがやっと出てくるようになりました。3、4、5、6、7、8とですね。3月に新規従事をした人の線量をこんな具合と。ずっと累積で出してきたと認識はしておりますし、それがどのように出ているかはわかりませんが、やっと本来の水準に戻ってきたかと思っております。一方で250ミリシーベルト等に引き下げるという観点の報告ですので、その部分から話をするとあくまで各月に新しく従事した人はその月にどれくらい被ばくをしたかというのがわかれば現在、東京電力の作業をするのにあたってどれくらい被ばくをするのか。別の言い方をすればどれくらいの放射性物質が存在しているのかとか、どれくらい被ばくをするものなのかというのがわかってきますから、それが一定量まで収えられてるって事がわかれば、もちろんその他の累積のデータが大事じゃないと申し上げてるわけじゃないんですけども、まず250から100に下げる1つのデータにはなるだろうと考えています。そういう趣旨でさきほど私も申し上げたつもりです。

参加者：さきほど線量について主に伺いましたが、あわせて東電が出している従業員数に関してもかなり疑問があって、一部の証言では3月の事故の時点で6千数百人の人がいたと。あるいは6月10日の朝日新聞によると元請から第4次下請けまでの人数が記事になっていて、5千数百人という数字が出ています。ところが、そのいずれの数字も東電が発表している値とは合致していません。3月ではほぼ半分くらいの方が被ばくしたと報告しているし、5月の段階、それはさっきの新規に入ってきた労働者数っていう意味では、5月に在籍しているという人数とは倍くらいの差異があります。そういう意味では線量だけではなく延べの被ばくしている労働者数という観点でも非常に不完全でその他の情報と合致していない報告が行われていると思いますが、人数に関しても在籍が何人であると、そして新規入所は何人であると、そういう形での報告を求める気持ちはありますか。さっきの質問も線量についても報告の仕方を改めさせるように要求するつもりはありますかというのが質問です。両方についてイエス、ノーを教えてください。

片野：当然、我々は正確なものを出せと、そういう気持ちでいます。何度も彼らに対して正確な数字を出せというのは口頭でも言ってます。とにかく正しい数字をわかりやすく出してくれと言っています。さりとて、出てくる数字がそのつど修正、修正という形でコロコロ変わっている実情も確かにあります。どの時点でしっかり固まるのかは我々も見えないといけないと考えていますが、彼らは特に一番混乱した時期の話もあり、なかなか

難しいんだろうなと思っているところですが、一方で新聞で出てくる数字も何を根拠にしているのかわからないんですけど、色んな時点での数字を根拠にしたり、そもそも聞き方を間違えているのかもわかりませんが全然違う数字を書いていたたり、言い方悪いですが信用ならないところがございます、そういったところは我々の情報の発信の仕方にはもちろん不備が当然あるわけで改善はしたいと思いますが。気持ちとしては本当にあります。最終的に何千何百人という数字が出てこない、確定しているのがこの期間に働いている人がこれだけの線量というのがわからなければ、おそらく電離則の目的も達成できませんからそこは我々もしっかりやりたいと考えています。

参加者：具体的に何月の在籍は何人で、そのうち新規入所者は何人である、そして延べ何人が従事していて、それぞれの累積被ばく量はいくらかという形での指導要求をするっていうことで受け止めていいですか。

片野：今ここで、どういう形で彼らに指導要求されたか我々も求められないので、答えることもできませんが、申し上げたような趣旨はしっかりやっていきたいと考えています。

那須：①で。大臣の言っていたのが伝聞情報だというのがご本人がそのときに言ってるわけで、紙には書いてないかもしれませんが、質問したのはこれまでの線量計を付けない作業とかあるいは鳴っていても外している、あるいは鳴き殺しということが散々あったということが言われているわけで、そのような実態についてちゃんと調べてくださいとお願いしたと思います。そういう調査はされていないのでしょうか。

館内：保安院の方からも事業者の方にちゃんと調べるように口頭指示で出したかと思っております。事業者の方が現在、状況を調査している段階だと認識しております。

那須：つまりあれ以降、時間が経っていますけれども国として事業者に対する指示した内容の返答が返ってきていないということですか。

館内：今の段階で調査が終わったという報告は受けておりません。

那須：国としてそんなのんびりしてて良い話なんですか。非常に深刻な問題だと思いますが。

館内：確認すると言いましても、全ての人がある場に前にいた人もいますし、現在いる人もいます。どのように確認してっていうところでも1人ひとり当たる、あるいは色んな方法があると思いますので、その辺のところ時間がかかっているのかなと思いますけれどもし

っかり確認していきたいと考えています。

那須：もっと主体的に動いてほしいです。これ工程表に係ることだと思います。工程表を前倒しっていう話になりましたけれども、例えばいま工程表の中ですでにフランジの交換とかが入ってますよね。工程表だったら年内の話ですから、例えばフランジ交換で予測線量ってどのくらいなんですか。それを何人が作業して、どういう被ばくをする可能性があるんですか。そういうことを含めて工程表って作られるべきだと思うんですが。

館内：工程表の方はいま第 2 ステップのところで行っておりますが、それも現場の作業に必要な場所の線量を把握して、まだ把握仕切れていない部分もありますし、そういう所を作業量・線量をしっかり確認しながら計画を立てておこなっていく形となりますので、今の段階でその辺のところまではしっかりできていないのは確かに事実かなと思いますけども、実施するにあたってはしっかり事前に線量を測って作業計画を作って被ばくにおいてもその線量のところだから、時間制限で 1 人に浴びせる線量はコントロールすることができますので、計画して作業してもらいます。

那須：具体的に今やられている作業に関して保安院は把握していないんですか。例えばフランジ交換なんかの作業に入っていると思うんですけど。

館内：高線量区域において作業をおこなう中で 1 ミリを越える作業については厚労省に計画を事前に出して作業をおこなっていると理解しています。

片野：補足しますけども、いま保安院の方がおっしゃられた通りそれぞれ計画届けというのがありまして実際なんか作業するっていうのもあれば、事前に労働基準監督署にそれを提出すると。いま本省からも人間が行っていて、当然、現地の職員もやっていますけれども全部、作業届けを精査して高線量の作業にならないか、それは改善の余地はないのか全部チェックをしながらやっているところです。私的な見解を申し上げれば、前倒しをするのは良いけれどもそれが為に高線量の作業ばかり発生するのは我々の望ましいところではありません。これは保安院さんとたぶん意見は反対になってしまうんですけども。さりとて工程表はやはり工程表として現に存在するものでありますし、それに従ってやるべきものであるだろうと思います。我々も水際ではないですけども、出てきた計画届けをチェックすることによって、これはもっとこういう改善が図れると。放射線だけの話ではなくて、熱中症対策であるとかトータルでチェックをしています。

那須：しつこいようですいませんけれども、例えば具体的に教えてください。フランジ交換作業、これは今どういう線量の環境でやっていて、何人の人が 1 人何分の目安でやって

いて、実際どれくらいの被ばくをしているかというのは把握されてますか。

片野：把握はしていると思います。なぜかと言うと、ご質問事項にないので確認してないからです。ただ、当然そういう作業は出てきているのは間違いないですし、それをチェックしてどれだけの線量を浴びる恐れがあるのかっていうのはやっているはずです。もう1つ言いますと、私は全部の作業に目を通してはいるわけではないのでこれは具体的にどうなんだというのは本来お答えすべき事であると認識しつつお答えできないというのはご了承ください。

那須：わかりました。次の質問のときには具体的に書くようにしますが、その件については今日のやりとりの中で得た情報として調べてください。そのフランジ交換作業で本当に鳴き殺しがされてませんか。どういう環境で仕事が行われているか現場の確認をしてください。

片野：やっているものと認識はしておりますが。

那須：何を？

片野：確認です。当然やっているものと認識しておりますけれど、おっしゃって頂いた事は踏まえて私も自分で確認はしてみます。ただフランジ交換ってメチャメチャたくさんないですか。それ全部を確認しろっていう趣旨ですか。

那須：例えば熱交換器でもいいです。蒸気発電機でもいいです。とにかく、まず作業に入るときに現場の線量確認して計画を立てますよね。典型的なものでもいいです。特に汚染が酷いものについてチェックをして頂きたい。①のところで行ったのは、本当に鳴き殺しとか線量計を持たずに作業をするような事が本当はないのかどうかをきちんと確認してくださいということが言いたいんです。漠然と無いように、指示してますとか、それを考えてきちんと段取りをされてるはずですよみたいなことを何回も言われても仕様がないうです。

片野：お言葉を返すようですが、仕様がなと言われるんですが、質問事項に無いのでそうとしか答えられないんです。私としても確認はしたいし、次回があるのかわかりませんがそれでご質問されるならそれなりの答えを用意してくるんだろうと思います。トータルで申し上げられるのは、計画届けてっていうのは確かに出ています。我々もそれはしっかり確認はしていると。高線量の作業になるのならそれは作業の改善を指示してる、そういうことをやっているとお申し上げただけです。

飯田：では時間が来ましたので、2番目の回答を先にして頂いてそこを含めてやりとりを続けていきたいと思えます。

金子：原子力安全保安院原子力安全技術基盤課の金子と申します。2の①について回答申し上げます。試算については3月下旬に保安院がおこなったものでございます。原子力安全保安院の立場と致しましては作業員の方の労働安全というのが非常に大切だと認識しておりますが、それに加えて保安院としては原子力安全という側面についても同時に見ていかなければならないということがあります。そういった観点で3月の下旬にこれまでの被ばく線量の状況とかを踏まえますと今後、原子力の安全に、特に福島第一の安定な収束に向けて何か支障があるかもしれないとの懸念があった場合にはそれについてどう対策を取っていくか、それを考えていくのも我々の職務でございます。そういう前提を踏まえて今後、作業員の方が収束に向けて十分に確保できるんだろうかという観点からメーカーの方を、東芝と日立の方に試算をおこなって頂いた結果、もしかしたら足りなくなるかもしれない。要請書にもありますように3月下旬、今後どういうイベントが発生するかわからない状況でございましたので、その時点でわかる範囲の試算ということでございました。本来であれば緻密に試算をおこなって割り出すということですが、緊急の状態でもございましたので多少、甘い試算であったのは認めるところでございます。

ご質問にあります東芝と日立がおこなっていませんでした試算についての公表は、各企業がどの程度技術者を抱えているか、そのようなものについて企業体力に関する直接的な情報になるということで両社の方から公開は差し控えさせて頂きたいと要請が来ておまして、このデータの公表についてはご容赦頂きたいということでございます。

館内：2の②の回答をします。いま現在、保安院でこの部分の試算はおこなっていません。ただ今後の第2ステップを終えて、どのような点につきまして、第2ステップにおける高線量作業だとか、高線量箇所等の作業の実態にあわせた被ばくの限度について厚労省で検討していると聞いております。なお検査課といたしまして現場の現状把握としては現地に保安検査官がおましてエリアの線量のマップだとか、実際に東京電力の中で作業員にも共有されている情報として毎日更新されていたり、今どのように発電所の中のエリアの線量がどうなっているかはみておりますが、試算はおこなっていません。

片野：③、④をあわせて答えます。もともとICRPの中でも、もしくは放射線審議会、これは2007年勧告の第2中間報告の中ですけれども。通常作業と緊急作業は被ばく線量を別腹で考えると明確に打ち出しています。電離則も当然、この考え方を引っ張りますので③の答えとしては、規則違反ではないという趣旨です。ただ、だからこそ通達でそれを保管すべく平成13年以降、被ばく低減化を指示してきた経緯もあります。当然のことながらご指摘の点はそれを安易に緩和するなということだと思います。

④はご指摘のとおり、これは長期的な健康影響というのが否定できるか、否定できないかと言えば否定できませんから、4月28日付けの通達というのは撤廃というのは視野に入っています。これをいつまでも放置しておくというのは無いだろうと。ただ、それは直ちにということではない。もともと通達というのは特例省令、3月15日に交付をしている250ミリシーベルトに上げた特例省令の施行通達という位置づけで出しております。この特例省令を遂行するにあたってはこういうところに注意しろという位置づけで出していますので、250ミリシーベルトの撤廃がおこなわれれば当然、執行する位置づけのものでございますので少なくとも100ミリシーベルトの引き下げのタイミングと同時にこれは撤廃することになるだろうと思います。もちろん、それ以前にそれを撤廃することができるかというのが我々の検討課題でもありますので引き続き考えていきたいと考えています。

建部：前の最後に言いたかったことですが、線量計を外したり、そういう状況で作業したりってというのは何も今回の緊急時に限ったものではなくて、例えば梅田さんが島根とか敦賀で働かれたあの方が、島根原発でそういうことがあったということを告発されましたよね。それで保安院から調査の結果が出ていますよね。その中では外していたかどうかをチェックする欄がなかったので確認のしようがなかったというのが事実であって、でも結論は問題がなかったとなっているんです。今に至っても外していたかどうか現場で聞かないとわからないみたいな、結局これじゃあ進歩してないじゃないですか。

館内：個人線量計の問題は、実際に作業をする人のしっかりした特定、免許書等で本人の確認をしてきた作業員に対してしっかり作業票を発行して、それと線量計を入り口で持って、他の発電所でもその2つを入れる前に携帯した形で、どっかに置き忘れてしまわないような工夫、例えばヒモのところに線量計を許可証と一緒に付けて片方を置き忘れるとかそういうことがないような工夫をしたり対策を取りながら、作業の中で線量計を携帯するような形で他の発電所も運用されています。確かに個人が意図的にそこに置いてしまうことに電力の作業員が全員を監視しているかということは、そこまでのマンパワーその他の状況からできていないのは事実ですが、作業員に対してはしっかり入る前に入居教育して常にこういうことをしないように指導・教育・周知を実施しています。1人もいないかと言われるれば確かに常に作業のチェックに入っているわけではないですから確認はできませんが、間違っただけで置き忘れるとかそういう形がないような対策をとっています。

片岡：2の①ですが、先ほどのような理由で東芝、日立が数字を出さないというのは福島事故以降問題になってきた保安院と原子力メーカーの隠ぺい体質を改めないということの意味だと受け止めるんですが、保安院そのものが隠ぺい体質を改めるという考えを持って再度、メーカー側にこれは出しますということで話をするつもりはありませんか。

金子：この問題は情報公開という観点から一般的なフィルタリングというルールがございまして、そういったものも踏まえて判断するべきだと思っております。しかしながらこのような福島の事故の重要性を鑑みましていま一度、この情報を公開できるのかについて検討させて頂ければと思います。

飯田：前回の話し合いの中で改めて経産省の放射線業務従事者の放射線線量限度について、という文書が翌日の記者会見の中で明らかになり、かつ私どもの方でも担当者の方が送ってきて頂いたわけです。その中に福島第一での作業というのが二つのメーカー、東芝、日立、全国で3300名の熟練技術者を動員している、メーカーによれば100ミリを超えるものは約320、50ミリを超えるものは1600ということ根拠にして経産省は対処方針を出しているわけです。これについて言えば、緊急作業は平常時の別枠、そして作業員の安全性は生涯線量で1シーベルトを遵守することで担保しろということ言って、厚生労働省に対しても協議をしているということは明らかになっているわけです。その根拠となった極めて重大な事実がメーカーから提供された被ばくのデータだったわけです。向こう側の都合で出せませんという話ではないでしょう。未だにこれ情報開示請求してますけど、されてませんよ。そんなことでいいんですか。

金子：一般的なルールを踏まえて先ほど申し上げましたように、福島第一は一般のルールを越えて考えるべきものなのかもしれませんということ先ほど申し上げました。いま一度、公開できるかどうか先方の話もございまして調整させて頂けないでしょうかということでございます。

参加者：今の方の発言に続く質問ですが、まず原子炉に認可にあたってはそのメーカーの技術的な能力っていったものが認可の調査対象になりますよね。あるいは今、ロードマップが公表されてますが、電力会社側から出したプランを政府が丸呑みするのではなくて確かにこれは実行可能であることを確認するためにもマンパワーの確認を政府は当然おこなっていたはずだと思うんです。そのようにチェックがおこなわれていた、あるいは精査がおこなわれていたんですから、その政府の認識をお話されてもいいんじゃないんですか。例えば2500人の技術者がいるから東電が言っていることは妥当性があるなど、そういう見通しがないとロードマップを承認することさえできないし、遡れば原発の認可もできなかったわけでしょう。だから政府の持っている既存資料でいいから少なくとも出してくださいますよ。

金子：今のご質問はロードマップに関することですかね。すみません、ちょっと私そこまで責任持ってお答えできませんのでここではお答えできません。質問を精査して頂ければしかるべき担当者からご回答になります。

参加者：政府としてはそういう見積もりとか、想定とかはしたんですか。

金子：そのようなロードマップを作成するにあたって見積もりですとか背景、妥当性はもちろん確認していると思います。ただ、私の立場としてそれを責任持って担当しているわけではないので今お答えできません。

参加者：250 ミリシーベルトの根拠をめぐる非常に重大な問題ですから、仮にプラントメーカーが民間企業として公表を控えてほしいと思っていたとしても政府としての資料を出してくださるようお願いいたします。

金子：質問にあります3月下旬の段階の試算というものは緊急時の被ばく線量を250 ミリシーベルトに上げたときの試算ではございませんので直接、今のご質問の回答になるかどうか。

参加者：3月におこなったとされる試算の根拠がありますよね。そして現段階で試算をするかどうかという質問がありますよね。その両方に兼ね合わせて言ってるわけですが、250 ミリシーベルトの特別省令を決めるにあたってはプラントメーカーが仮に言わなかったとしても政府としてはこれくらいのマンパワーがあるから250は仕様がないとか、あるいは今のロードマップにおいてもこの日程、計画はこれだけのマンパワーがあるから確実にやれるだろうから公表するとか、そういう判断をなさったからですよ。だから電力会社あるいはプラントメーカーじゃなくて政府としても見積もり等をやっているはずだから、それを公表する容易はありますかと聞いているんです。

金子：極めてご質問の範囲が広くて、すみません回答が繰り返しになってしまってます。今回、ご質問の内容等に関してデータ等を確認してまいりました。ですのでロードマップ等の試算について公表する準備があるかどうかについては今の立場ではお答えできません。私から申し上げられるのは3月下旬の試算でございます。250 ミリシーベルトに上げたときはちょっと違いまして、緊急時被ばくと通常時被ばくを別枠に扱うかどうかという話での試算でございます。私から試算のデータの公表する容易があるかどうかについてはご回答できますが、申し訳ございませんがいま一度ご検討させて頂けないでしょうかということです。

片岡：今の問題からちょっと外れるんですけど、先ほどの片野さんのお話の中にあつたので前回とかそういうときにお聞きした時との変化をお伺いしたいのですが、富岡の労基署に4人の専従職員を配置して本省から1名を派遣をして業務をやっているとの体制をお聞

きましたんですが、今もその体制は変わらないんですか。

片野：私は変わってないと認識しています。作業が続いている状況ですし、今の段階では体制を縮小ということは考えてません。

片岡：当初の話し合いから現状の監督体制がどうなんだというのがだいぶ議論になったと認識してるのでその流れで聞くんですが、例えば 1 ミリ以上の作業については作業届けを出させる、チェックをする、問題があれば指摘をしてどうなんですかということをやっているとありますが、実務的には 2 点お伺いしたいんですが、その作業をさせた後の結果の報告なり届けみたいなのはありますか。それからそこでチェックをされている厚労省の方々はその現場には随時、実地で行かれることもある方がチェックをおやりになっているのでしょうか。

片野：ご質問の趣旨は作業届けで出されたものが担保されているのか、そこに尽きると思いますが、すみません結果報告は出させていません。こういう形で作業しましたってところまでは出させるようにはしていません。もう 1 つ、計画届けを審査する人間は当然、原発の中に入って色々みてきた者もいますし、そうでない職員もいます。ただ、私も含めて色んな人間が福島原発の中に入りましたし、だいぶ経験を積んできてる状況にあるので、状況もだいぶわかってはいるだろうと。そういう意味では計画届けの審査も担保されていると考えます。

片岡：その計画届けはひと月にいくつくらい出てるんですか。

片野：そこまで存知上げないので、必要であれば。相当数出てます。100 の単位です。ひと月あたり。色々、作業がありますけど当然、会社ごとに出してくるものになってますから 1 つの囲いを作りましょうという作業でも足場作る人間もいればコンクリ流す人間もいれば、鉄骨持ってくる人間もいればと、色んな業者が絡んでいますから、それはそれぞれに出せという位置づけです。総数で言えば、100 は超えていたと認識しておりますが誤りだったら申し訳ありません。

飯田：2 に戻りますけれども、先ほど館内が現段階では試算をしていないとの回答がありましたよね。これはそもそも現段階においてその必要性がないという判断のもとで試算等についてはしていないということでしょうか。

館内：現在、厚労省で検討をしていると国としてはなっていると聞いてます。第 2 ステップにおける高線量作業や高線量箇所の作業実態にあわせた被ばく限度、この辺について厚

労省で検討しているという認識です。

片岡：それは質問の趣旨をご理解されていないんじゃないかと思いますけど。

館内：確認しないと、どういう判断でっていうところはちょっと確認しないとわかりません。答えを用意していません。

飯田：試算をしていないということであれば、そういったデータをプラントメーカーから出させていないということなんですか。

館内：はい。

飯田：なぜ。

館内：そこはちょっと今、答えを持ってきていませんでしたのですみません。

片岡：さきほど厚労の方言われたんですけど工程表に基づいて整理したときに、どの程度の放射線被ばく量、延べ人数が具体的に見積もれるのかが基礎的な数字じゃないですかと。そういうことを聞いているわけです。出させてないっていうことをおっしゃったので、それはちょっとまずいかなと思います。

館内：すみません、勘違いしたのかもしれませんが、5ヶ月経過した現段階の状況に即した試算というのがこれからどのくらいのという先の話かと思っていましたので、第2ステップの計画は政府と事業者が一緒になって立ち上げてる全体会議の中で色々やってると思いますので、全くやっていないということではなくて、ちょっと確認させてください。

片岡：判断の問題として将来的にどのくらい被ばくするだろうというところから被ばく線量限度を決める立場を僕らはあんまり好まないんですよね。労働者の立場から言えば。被ばく線量見積もりを一定、きちんと立てた上でその後は健康との価値判断の中でどう決めるのかの議論の基礎がなければ線量下げたり上げたりすることができないというのが僕らの問題意識だし、当然、そうあるべきだと思うんでこれはどうなんですかって聞いたわけです。それがないっていうのは大変問題だと思いますし、問題というよりはあるべきものがなくて第2ステップの中での被ばく線量見積もりをどのようにしていくか位置づけられていないということであればそれは改善して頂きたいと。そういう数字に基づいて労働者の被ばく対策を考えるべきです。リアルタイムでこれをどうするかって考えることは大事なんですけど、規制の全体を考えると見通しを持った数字を出させて、あるいは作って議

論することが必要だからそれをやってくださいという意味です。ないんだったらそれをやってくださいと、そういうことです。

館内：回答が質問とあってなかったかもしれませんので、保安院が現段階の状況に即した試算をおこなっているかという質問と理解して回答を準備しても良いですか。確認させてください。ただ実際それをするのが東芝、日立と保安院が共同でおこない根拠も含めて公表することというところで、今それは厚労省が動いていると聞いています。

片野：厚労省、厚労省と言われて答えざるを得ないのかと思いますが、まずもって我々としてはとっとと下げたいです。その一点に尽きてます。大臣以下そのように周知してますから私も言って良いだろうと思ってますが、下げたいです明日にでも。我々が根拠にしてるのは何かって言うと、数字がないので現存してる線量っていうのがどれくらいあるのかっていうのをベースに考えているわけです。そうすると記憶の範囲で申し上げるのは申し訳ないのですが、8月だと新規入場者が1.8ミリシーベルトが平均だと聞いています。前後したら申し訳ありません。ただ大きくは違ってなかったと思います。だったらもう下げられるじゃないかというのが我々のスタンスなんです、色んな所に抵抗されています。我々がここに書いてあるような、抵抗するべき根拠があれば我々の方がほしいくらいなんです、そういうことを言っても仕方ないので我々の立場としてはそういうものと厚労省の一担当官として言わせて頂きます。

飯田：経産が出して頂かないと前回は、繰り返しますが 250 ミリに上げた後、対処方針を経産で決めているわけです。出しているわけです。何に基づいているかという日立、東芝からどれくらいの労働者が被ばくするのかということを見積もり出させた上で線量限度については考え方を考えるべきだと言ってるわけです。だったら現状、ある程度のオーダーでコントロールできているとの話なら今の見積もりをどのように踏まえているのかをちゃんとと言わない限り上げばなしにしておけないわけでしょ。そこをちゃんと出さないと説得できないじゃないですか。回答になってないですよ。回答してください改めて。

片岡：下げられないでもいいんですよ。下げられない明確な根拠があれば。そのこともプラスで考えてください。

飯田：2の方で皆さんからご質問ありますか。

片岡：全体に関連するので一言お願いです。3月11日からの事態は異常なことで、労働者の健康問題が問題になってますので色んな関連文書の保存年限についてきっちり検討してください。特に被ばくに係る問題ですから、例えばこの間に開示された文書を見ましても

厚労省の文書の中で保存年限 10 年と書いておられる文書があります。通常の文書管理の規定では良いのかもしれないけれども、これについては少なくともいま働いている人が死ぬまで文書を保存してください。

片野：当然残します。変な言い方ですけど、おしゃられる通り文書規定があるのでそれ則ってとりあえずふさないといけないんですが、事実上これだけ大きな事件のものをほったらかしにすることはありえませんが、捨てるってことはありえないので個人的には少なくとも 30 年だと思ってますし、もちろんそれ以上残すべきものだろうと。JCO とかあの辺のものが短く設定されているとしても、あれだけの事故でしたから残しているのが実情ですし、本当は言っちゃいけない話だと思うんですけど事実上きっちり残していますし、一方で文書は途中の段階で我々の手から離れますがその後も破棄はありえないだろうと思っています。

建部：試算する場合には環境の汚染とかそういうことはデータがなかったらできないと思うんですが、例えば突然 10 シーベルト毎時とかが出てきたとかって何ヶ月も経ってからそういう場所が出てきたり、そういう全体の汚染状況というのはすべてわかっているんですか。どの程度、全体として汚染状況が把握されているんでしょうか。労働者が作業をすることを考える上で。

館内：まだまだ全部、状況が把握されている状態ではないです。実際に把握すると言いましてもすぐにフロアに行って線量計を持って人が行って測るだけでも被ばくをしましてますし、まず必要な作業をおこなうエリア、ここをまずはどのくらいの線量があるかを事前に測ってそれに対して防護措置などを検討して作業に入ることを随時おこなっていますので、建物の中については測っていない場所はまだまだある状況と理解しています。

那須：さきほど梅田さんの件で鳴き殺しに関して確認する方法がなかった話に関して、非常に難しいことだとは思いますが、そういう事態に関してなんとかそれをきちんとキャッチする努力をぜひ検討してください。このことが今、福島第一で常態化しているという話を聞いたことがあります。具体的には言えませんが、そういうバックグラウンドがあってしつこく言っているの、放置せずに取り組みをお願いしたい。何年か経った後に話が出てきます。その時に管理、監督責任は当然問われますから、ぜひちゃんとやってください。

館内：わかりました。当然、線量計を身体から離して作業をするっていうのは良いことではないですし、正しく作業者の線量を確認するためにも身体から離すものではありませんので管理区域内において。

那須：あと1つ。アラームが鳴っても仕事がやめられないでそのまま続けている事態。

館内：アラームが鳴った場合には当然、事前にアラーム設定をおこなって限度より下に数値を設定してるのは事実ですけど、鳴ったら作業を中止して、新たな作業をやるような形ではないし、そのように指導していると聞いていますし、それも今後しっかりやれるよう指導していきたいと思います。

飯田：そうしましたら2の話し合いについてはここで一区切りしたいと思います。続きまして5ですね。福島第一原発構外における被ばく労働の問題について入っていきます。

片野：福島原発以外の箇所における部分は、私もこの場で色々な意見をお伺いした上で反省しなければいけないことはたくさんあると先に申し上げておきます。その上でお答えを申し上げます。①～⑤でま頂いていますが、まず①～③をまとめてお答えをいたします。ご承知の通りですが、原子力の関係というのは今、政府全体での対応を取ることが求められているような状況でございますので何かある問題が発生したということであれば、それは原子力対策本部ですとか、業務を所管している官庁で原子力安全委員会の意見を聞きながらというプロセスを経た上で対応方針を決定を出していくと。5月12日の下水処理副次産物、6月23日の災害廃棄物もこういったものもそういったプロセスに基づいて決めてます。それを受けて下水道の脱水汚泥ですとか災害廃棄物を焼却した後の焼却灰について6月19日付けの環境省の方針と6月23日付けの原子力災害対策本部の決定を受けて当面の取り扱いについて6月23日付の安全衛生部長名の通知を發出して各都道府県労働局には指示をしました。ご指摘の趣旨は実際に放射性物質を含むような脱水汚泥であるとか焼却灰を処理する作業を具体的にどうしたら良いのか混乱してるのだからきちんと整備をしろということに尽きるのかなと考えております。我々もそれぞれの仕事に対するノウハウがないというのはあるものですから、まず原災本部ですとか要所官庁でこういった形の作業するのは考えていると思いますが、我々としても当然、必要な情報提供はしたいと考えています。今も個別の問い合わせがあれば私も何度も受けていますし、あるいは局においてもお答えをしている。あるいは一部の局では、茨城などでは市町村の担当者を対象とした説明会を開いているとも聞いています。いずれにしてもご指摘の①、②、③全部まとめてしまうようですが、①は環境整備の事項であり、③は内部・外部を含めた実行線量の測定をきっちりさせるべく厚労省として動くべきだろうとのご指摘だと思いますので、必要な情報が市町村、事業者に渡るよう検討したいと思ひ、その上での指導も徹底したいと考えています。検討したいと申しあげましたが今のところ具体的に何か案があるわけでは担当者としてもございません。ただ、研修資料の形であるとか、簡単なガイドブック、パンフレットがあることによって具体的にそれぞれの焼却処理施設であるとか脱水汚泥の処理施設でこういう対策を講ずれば良いんだということがわかる簡単なものがあればそれは考

えたいと思います。

④については放射線業務従事者の中央登録センターには管理をおこなうところがあります。もともと被ばく作業をこういった箇所でされる方は位置づけとしては電離則の適応対象にすることに位置づけましたので、当然、原発労働者とか X 線業務もそうですがそういうものに従事する労働者と同様の管理が必要になります。それは同じレベルのものが必要ですので、焼却処理施設だから脱水処理の汚泥施設だからこれはやらなくて良いということはないと考えています。一方で放射線業務従事者の中央登録センターに管理をおこなうべきかどうかは、放射線管理手帳を発行するかどうかの話にもなりますし、もしかするとひいては被ばく線量の一元管理の話にもつながるのかと思います。いずれにしても所管を超えてしまっているのでお答えとしては難しいとお答えをさせていただきます。

⑤は、ならば健康管理手帳という話ではないかと思います。放射線健康障害の発生を防止するというわけで、石綿でもそういうものがあるわけですがけれども、基本的には電離則の規制と同等以下の被ばく線量に抑えることが可能であれば健康障害を防ぐこと、電離則の規制と同等以下の被ばく線量に抑えることで健康障害を防ぐというのがまず重要なことだと考えてますので、今のところ健康管理手帳は想定していません。それよりも作業に携わる方々の被ばく線量をできるだけ抑えられるようにツールを考えるとともに指導を徹底していきたいと考えております。

飯田：経産省は質問があればお答え頂く形になると思いますのでこれから質疑をしていきたいと思います。

参加者：私が住んでる町でも焼却場の灰の問題で非常に行政は困っている。放射性物質が濃縮されますから、そもそもフィルターを交換すべきか否かという議論も起きて非常に困っているわけです。今ノウハウがないことは言われましたが、とりわけお金がない。政府として関連する自治体に対して放射線防護の措置を取れるような予算措置を取る考えはありますか。それから原発で働く労働者と自治体の労働者やその他、押し付けられて放射線業務に従事せざるを得ないような労働者ですね。例えば焼却場だったらごみ処理なんかしてるのは下請けの労働者だったりするわけですが、彼らと原発労働者が違うのはいわゆる志願者ではないっていうことですよ。たまたま市役所で働いていました。たまたま市役所の下請け労働をやった、という人が強制的に被ばく労働を強いられる点が根本的に違うと思います。さきほど一元管理という言い方がされましたけども、原発の労働者と違うボランティアではない自治体の職員との差異をどのように位置づけていくのか。

片野：的確にお答えできるかわかりませんが、1つ目の予算の話は厚生労働省において大きなお金を積んで何かをやろうというのは難しいです。ただ、福島県内に瓦礫の撤去にあたるような事業者の方を対象にして線量計を配布するとか、これは電離則に基づくような線

量管理が必要なものですからそういうものを配布しましょうと。そういうことの為にこれまで予算措置してきたというのはございます。ただ一方で、個別のどういう作業がおこなわれているかわからないという観点もあることからすると我々として予算措置は難しくて業所管の官庁さんにお任せするしかないのが実情です。大変逃げの答弁でございますが、やれることはやれるけども、なかなかやれないことはやれないとしかお答えできないことをご了承ください。2番目のご質問ですが、ICRPの考え方で職業被ばくと公衆被ばくは分けています。今、個人的にも疑念として持っているのが、指南されていない方が果たして職業被ばくとカテゴリーしていいのかというのは葛藤としてございます。原発に労働される方、あるいはX線作業に従事される方、その他放射性物質を取り扱われる方というのは放射線被ばくをするというのを前提にしてその仕事を選ばれてその仕事に就かれている方だと考えていると。一方で今回の事象を受けて自治体の方であるとかあるいは周辺住民の方であるとか、もちろん焼却施設に、あるいは脱水施設に従事される方というのは志願しているわけでもないですし、言ってみればやらざるを得なくなったという位置づけなんだろうと思います。そういう方が果たして職業被ばくとしてカテゴリーして良いのかというのは、未だに疑念として持っている。ただ全体的な動きとして職業としてお金をもらってやっているのであればそれは職業被ばくなんですよという動きが非常に大きくて、果たしてこんなこと言って良いかわかりませんが放射線審議会であるとか、原子力安全委員会であるとか、その他我々以外の官庁は全てそういう態度です。そこは我々としても突っぱねないといけないところだと。当面できることは何かと言えば、それは電離則に基づくものだけはきっちりやってくれと。それを言わないと何が起こるかということと住民の20ミリシーベルトとかだけが一人歩きして周辺住民なんだから20ミリシーベルトでいいでしょとかになりかねないというのもあるので、まずそういうことを防ぐ観点からも電離則の規定はきっちり遵守しろと、それによって線量管理ができるんだということなので、もう1つは関係ない労働者の方が管理区域の中に入ることを防ぐこともできますし、まずそれをやってくれということを使ったわけです。ご質問のからすると回答の的を外している自覚はしておりますが、いま一番、顕著にそれが現れてくるのが除染活動なんだろうと思っています。もう解禁されていますので言ってしましますが、第二電離則という位置づけのものを制定することを予定しております、それに向けて動いています。1月1日の施行を目指しています。それよりも前に施行するのがベストではあるんですが、最短のスケジュールでそれではできないというのがあります。いま除染活動に携わる方も自分たちが放射線業務をやるとは思わなかった方々だと思っています。そういった方が安心して作業をできるようにするためには法律の整備も不可欠だろうということでそういうものと考えているところでございます。あわせて焼却施設であるとか閉鎖的な空間は電離則の適応もありますけれども、さらに何かできるのではないかと思います。

那須：最後に出てきた第二電離則というものと、現行の電離則との関係をどのように考え

ていますか。

片野：今の電離則は閉鎖的な空間を前提にしています。例えば管理区域を設定するのはもととも部屋でも会議室でも良いですけど、こういうところが全部、管理区域になって入り口の所にこっから管理区域ですって定める概念でもあります。その前提になっているのは自分のとこの敷地内は当たり前のように入っています。それを除染活動をするとなると人の敷地の中に管理区域を設けなきゃいけないとか、そういうことにもなります。もう 1 つ電離則の中に放射性物質の封じ込めの概念があります。放射性物質を取り扱うのであれば専用の容器に入れて鍵のついた保管庫にしまおうとか、除染活動とか、上下水とか、災害廃棄物はできるかっていったら難しいわけです。大量にあるとか、その辺に散らばってるものをどう処理するかが大変難しい。今の電離則で追いきれなくなってる実情があります。無理にそれをやらせようとする、逆に自治体がパンクしてしまうと思います。そういう意味でも、そこの整備を図る観点から第二電離則を設ける。ですので区分けがどうなっているかと言うと当然、今までの原発であるとか X 線業務であるとか、そういうものはこれまでの電離則で見ていくことになりまして、一方でメインのターゲットは除染ですけども電離則をそのまま当てはめようとするとなじまないものを第二電離則の位置づけで拾っていこうというのが趣旨です。もちろん、どこまで対象にするかというのは今後、検討会も設けます。その中で議論することでもありますし、そこで漏れ落ちが無いように事務局としてはしっかりやっていきたいと考えています。

那須：非常に問題だと考えていたところに手をつけて頂いたのがありがたいなと思いますが、先ほどお答え頂いたことでちょっとよくわからなかったことは、ごみ焼却場とか下水処理場なんかでも電離則で対応すべき可能性があるんだということは書かれていて、そういうものとの認識をされているのはわかるんですけど、具体的にやることに関してはまだ決まっていないと。個人的にはガイドブックを作ったり説明会をやるっていうのはあるんじゃないか、というお話だったわけですね。一般的に電離則違反になる可能性がありますよみたいなことを言ったって、現場でも今まで扱ったことがないからわけがわからないわけですよ。そのことについてきちんと、もちろん自治体にやらせることも必要だと思います。実際、管理は自治体ですから。とにかく国でセッティングをしてそこで働いている人の被ばく管理をできる段取りをしてほしいんです。具体的なものが立てられていない理由は何なんでしょう。

参加者：お金がない。

片野：今おっしゃって頂きましたけど、そこに尽きてるところがあります。人の力、金の力、いずれにしろ不足していると。一方で、できることは何かというのを考えていて、6月

23日付けの通達と同時にできる範囲内で1枚紙を事務連絡で出しておりました。電離則のエッセンスの部分をしっかりやってほしいとまとめた1枚紙があって、電離則の条文を書いてこういう風な形で。ただ条文だけ書くと硬いので、それを砕けた形で書いて、例えば対応するためにはこういう措置で可能だっていうのは撒いています。労働局を通じて関係者には事務連絡で市町村にいたりもしてますし。ただ、おっしゃられるように、じゃあそれのできるのかと言われると当の我々もなかなか難しいだろうと。なので今できるのは資材を撒くというのがありますし、1つひとつの質問に懇切丁寧に答えていく。この件に関しては、こういう通知を発出する前にも後にも東京都の方も来られましたし、色々な所の方が我々の所に訪れてその都度、2時間、3時間、どうすればいいか検討したり、茨城、栃木ですとか色々な所に放射性物質が降ってきてますので、どうしたらいいですかねっていうのはたくさん来ます。業所管である下水道局は国交省ですから、下水道局さんも一番そういう状況は知ってますし、ベクレル数もわかる。具体的にどういうことがそれぞれの事業所なり市町村でできるのかっていうのはわかってるはずなのでそこできっちりやってもらいたいと思いつつ、我々は電離則しか所掌していないので懇切丁寧に具体的な写真を頂いて、こういう状況なんですけど、じゃあここを管理区域と設けて、ここはフレコンパックでしっかり梱包した形でここに保管しましょう。保管するにあたっては屋根どうしましょうか、当面はブルーシートかもしれませんが最終的には屋根をしっかり付けた上で施錠できるように管理してくださいとか、1つひとつ対応させて頂いています。そこはなぜできないんだって言われると本当に申し訳ありませんとしか言えないところですが、申し訳ありませんなりにできることを市町村の担当者の方であるとか、事業所の方と協力してやっていきたいと考えています。

那須：お話の中で言われていた所管を超えるっていうのは、それは省が違う、国交省の所ですっていう意味なんですね。

片野：そうです。基本的にお金をどうするかは業所管っていう話になってくるので、下水道の話ですって言われると我々がのりを超えて、電離則の話だからできるところもあるんです。例えば線量計を撒くとか。やれるところはやるんですが、それ以上の相当具体的な管理区域を設置するしきりが必要だとか、建屋をたてないといけないから予算措置が必要だってところに関してまで踏み込めるものではありませんし、逆に1つの業態に際してそれをやれば電離則は全事業所にそれをやることになるのでそれこそとてつもない単位の予算になってしまうから我々としてもなかなかそれは難しいというのがあるわけです。

井上：⑤の件でご質問させて頂きたいと思うんですが、お答えでは健康管理手帳を発行して定期的な健康診断をさせるのは今はちょっと難しいというお答えだと思うんですが、でも考えてみれば例えば原爆症で言えば3.5キロ1ミリシーベルトで認定基準に入るわけです。

それでガンだとか、8つだか9つの疾病が出ればとのことなんですが、2世3世もいるわけですね。現在、厚生労働省がやっていることは単年度措置ですけども20数年に渡って2世に対して健康不安の解消で健康診断をやっているわけですね。健康不安の解消ということでこの間、厚生労働省は言っているわけなんですが、遺伝的影響については隔たりがあるんですけども、ただそういうことも踏まえてそれはできないとの立場から単年度措置でやっているわけですね。2世は私たちの推定では50万人とも60万人とも言われているという2世の存在があると。その分だけ措置を付けてやっているわけですね。ですから、3.5キロ1ミリシーベルトで原爆症の認定が現にあるわけですから、それ以上に今回、被ばくを受けて作業をしているわけですからその人たちが定期健康診断をやることについては本来であれば健康不安解消という立場であってもなんでもいいんですけど、やること自体は可能なんではないでしょうか。今回、直接、放射線を浴びている労働者の方々の健康不安の解消ということであれば単年度措置でやっているのであれば、これはやらないと整合性が合わないんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

片野：おっしゃられたとおり、整合性という観点からこれはやるべきものだろうと。原爆症の話になると3.5キロ1ミリシーベルトは私も聞いたことがあります、何を根拠にそのようになったのかわからないところもあります。1つ言えるのは東電の事故をきっかけとした被ばく者が非常にたくさんいるという状況は労働者だけの話でもなくなっていると。それは地域住民の話もありますし、住民だけでなく携わった自衛隊の方だとか警察の方だとか消防の方だとか色んなのがありますし、我々は第1の点として福島第一原発の中で働いた方に焦点をあててやっているわけで、その後に除染で周辺まで来ていて、話が進展していけば国会の予算委員会なんかでもまれに問われるんですが、一元的にやる必要があるんじゃないか。放射線管理手帳みたいな話でやっていて、一方で労働者は健康管理手帳があると。ただ、労働者だから放射線を受けるんだっていう状況ではなくてきていて、労働者でなくても住民ですら放射線を受けている状況の中でそれを大きな枠組みでやる必要があるんじゃないかという考え方にも当然なってきたいます。考えをフラットにして考えなければいけなくて、本当に何が必要なのかわかっていうのは随時、検討は必要ですし、これまでだったら何もない状況であればそれは健康管理手帳なじまないと言ってきたものではありますが、健康管理手帳も1つのメニューとしてありうるのではないかと頭の片隅に置いてありますし、さらにそれを超えて全体的な管理手帳の中にそれを統合する方法はないのかは全部まとめて考えなければならぬ問題なんだろうと思います。結論としては回答としてはやっぱり健康管理手帳を放射線業務従事者まで広げるといのは考えてません。1つの理由としてX線とかも入ってしまうので全体をあまねく制度としてはなじまないんですとしか言いようがないんですけど、ただ原発の事象を踏まえて考えればそれはプラスアルファのものとして、今後の二の矢、三の矢の措置としてあるんだろうと考えています。

井上：健康管理手帳のことだけではなくて、定期健康診断。実際、2世には手帳は出てないんです。広島市とか長崎市とかは独自で出してますけど厚生労働省は頑なに拒んでいるので。今わたしが言っているのは、手帳もあればいいし、幅広く色んな意味で救済されることは賛成ですが、今ここで出されているのは労働者の話ですから労働者の定期健診は2世でも既にやられているわけですから、手帳のことはあるかもしれませんが健康診断は今後の不安を抱えるわけですから検討してください。

片野：わかりました。私の権限を越えることですが承知しました。

中村：③について質問させてください。すでに7月の段階で福島郡山で炉の清掃を山谷の労働者が何人か行ってるんです。清掃局と下水道局の炉の清掃と維持管理は定期的におこなっていますが、これまではアスベスト問題が大きく取り上げられていたわけですけど、現在は放射能被害の問題が大きくて7月の段階では防護服を着て、フルマスクで3時間の限定でやってきた。ところがラインアップの線量検査が全くおこなわれていないんです。一般的な健康診断は行く前と行った後におこなわれているんですがこれについて今後、東日本全域で清掃局、下水道局の炉の管理、清掃について相当数が自費でやらないといけい時期に来てると思います。元請は監督メーカーなんですけど指導を具体的に進めてもらわないと実際に働く労働者が炉の中に入って清掃するわけで、どう進めるのかお答え頂きたいと思います。

片野：環境省の人間とも話をしないとイケない問題だと思っています。どういう状況で作業するのかっていうのは当然あるんですが、ただ内部被ばくの測定は電離則の規定として厳然と存在するものですし、電離則を適応するんだって通達で位置づけている以上それはやってくださいと。個別的な事案になってしまえばそれは個別の労働基準監督署から指導をして必ずやらせよう。なかなか福島県の住民の方をはじめ内部被ばくの不安がある方たくさんいます。一方で全国で50代とか、あまりホールボディーカウンターもあるわけでもない状況の中でどうしても後手後手になってしまうことはあるんだろうと思いますが、半減期の問題もあるのでこれは迅速に受けて頂く必要があるだろうと思います。

飯田：原発以外の問題についてはここで終わりにさせていただきます。次は4番のところです。福島みずほ先生が来てます。ひと言ご挨拶をお願いします。

福島：被ばくの実態にしろ、放射線量が上がったことについては早急に戻すべきだと思っております。厚労省が毎日、被ばくのレシート出すようになったり、内部被ばくの量と外部被ばくの量を積算して毎月渡すというのは聞いているんですが、今日それぞれ質問の項目に関して少し前進してもらえるように、あるいは元の緊急時の被ばく線量を戻すように

強く思っておりますので、さっきの話も住民が被ばくをしていることは事実ですが、最も被ばくをしているのは労働者なのでこの点について早く被ばく線量を元に戻すことも含め、補償や健康診断、今後どうするかという事もきちっとやって頂きたいと思います。

飯田：次のご担当者の方よろしく申し上げます。労災補償の情報提供について。

西川：厚生労働省労働基準局労災補償部補償課の西川と申します。厚生労働省におきましては元々、電離則において新規入場者教育もございしますが、東京電力に対して新たに緊急作業に従事する方に対する安全衛生教育の場において労災補償制度の概要についても周知を図るように指導をおこなっているところです。厚生労働省で作っている労災補償制度に関するパンフレットを活用してこういった教育がなされていると報告を受けています。今後も全労働者に対して周知がなされるように東京電力に指導をおこなってまいりたいと考えています。

片岡：今の話はこの前にお聞きしたのと一緒なんです。今回もう1回これを入れた趣旨は、私たちが提起してる内容がきちんと安全衛生教育で実体化しているかを確認したいということです。例えば、労災の一般的なパンフレットを発行してるからという話も聞きましたし。要求しているのはそういうことではないです。認定基準はどうなっているかの説明が現場でなされるかの確認はされているんですかということをお聞きしたらわからないということでしたし。日立とか東芝とかが入場教育のときに使用している教材については私たちはみているけど、あなたたちには見せられないと。白血病等で認定されている方もいらっしゃるよという情報は伝えられているんですかと聞いたらわからないと。今の緊急事態の中で相当量の被ばく者が出ている状況の中で現場の労働者が、福島以前は何もされてなかったことは存じております。労災補償制度の説明もいっさいございませんでした。現場教育の中では、認定基準さえ見せてないんですよ。

西川：そうですね。

片岡：そうですね、ですよ。今されているんですか。

西川：いま私どもでは、

片岡：されているんですか。

西川：労災保険制度についてのパンフレットを使って周知をしていると聞いております。

片岡：それでは今回における被ばく労働者に対する教育としては不適切なんじゃないんですか。

西川：今おっしゃっている認定基準というのは放射線障害に関する認定基準のことをおっしゃっておられるかと思いますが、これに関する周知を今後どうしていくかについては入場者教育の話とは別にデータベースに関する通知などの機会も今後ございますので、そういったときに、

片岡：データベースの話をしているんじゃないなくて、現場労働者に対して一番肝心なところでの情報提供を親切、懇切、丁寧にきちんとすることが現場で汗を流しておられる方々への本当の意味での情報提供じゃないんですかということ、この交渉が始まったときから言ってるわけです。今のお答えだと実行されていないし、考慮もしてないということですから誠に不本意なんです。なおつか、それを繰り返そうとしてるあなたの説明で時間を食いつぶすようなことはやめて頂きたくて、前向きな話をしてもらいたいんですよ。意図はわかってらっしゃると思いますから。例えば白血病になった方が労災認定されているんだという事実をみなさんご承知のわけがないわけですよ。入ってらっしゃる方は。はじめて原発にいられている方もおられるわけだし。白血病じゃない病気でも認定者が出ていることもご存知ないわけですね。そういうことははじめに、もしそういう病気になったら労災の可能性のあるから連絡をしるか、そういう意味のことをきちっと入る前に説明すべきじゃないですかと初めから提起してるわけです。未だにそのパンフレットでどうのこうの、データベースがどうのこうのという話ですからこれはそろそろきちんとするというご回答頂きたいんです。繰り返しの説明は要らないんですよ。それは酷いじゃないかってことですよね。将来、病気になる可能性があるかもしれないからデータベース使って健康管理もしていこう、色んなことをやろうと言ってるけども初めにきちんと説明をするというのが筋であって、しかも異常事態で平常時被ばくよりもはるかに高い被ばく線量が存在してるんですから。閾値があるかないかは別の議論で事実を初めに労働者に伝えて頑張ってください、という体制を取れと現場できちっとやってもらいたいということです。ご検討頂けるんですか。

西川：あくまで電離放射線、

片岡：ご検討頂けるんですか。

西川：認定基準に関する周知については、

片岡：何回も同じこと言わずな。この問題は何回かやってるんですけど常に言ってるわけ

です。補償課はあんまり来てなかったんで安全衛生課の方にそういう話をするんで、これは駄目なんで補償の人が来てくださってという話になって。そういう話は伝わってるはずなんで。なおかつそういう話をされるというのは問題だと。安全衛生はあれだけ頑張ってる。労働者教育の中に補償制度、補償事例についての教育を入れてくれというのは初めから言ってるわけです。確かにその仕事はおたくらの仕事なんだからどうですかと聞いたら、今始めて聞いたみたいな話ですから。これは次回までに必ず前向きな話を持ってきてもらわないと、どんな危険が存在して、もしやられたときにどういう風になるんだという事を具体的に説明するべきでしょう。

西川：危険性については当然、説明をしているわけですよね。

片岡：もしなった時に救済はこういう風にされるんですよと説明をしてくれて言ってるんです。

西川：なったときの救済としては電離放射線障害も大事だし、脳・心臓疾患もあるし、そもそも怪我が1番多いわけですよね。そういったものが全部、大切だと思っています。ですから我々が1番に説明するべきは仕事のせいでの怪我をした、病気になった時には労働基準監督署にご相談して頂ければどんな怪我だろうが一放射線障害に限らずです一仕事との関係が認められれば労災保険給付がされるし、その判断は請求して頂かないとできないわけですから監督署に相談して頂きたいと。

片岡：過去、どういう病気が認められてるということについては提供しているんですか。

西川：そこまでの提供はしておりませんが、逆に、

片岡：じゃあしてください。

西川：白血病の、

片岡：してください。してください。

西川：他の障害と比べてバランスを欠くのではないかと思います。

片岡：バランスを欠くとかそういう問題じゃない。してくださいよ。放射線障害の中身ですよ。その情報を提供してください現場で。

西川：そういったものについてはあくまで、

片岡：してください。

西川：今この場で、

片岡：してください。

西川：お約束はできません。

片岡：じゃあ検討してください。次のときに回答を持ってきてください。

西川：その時に検討してご回答をお持ちさせていただきます。

飯田：長期の健康影響についてどうするかというところで、労働衛生の方はデータベースを作って新しいシステムを構築していこうとしてるわけですね。確かに熱中症の問題もあるし、脳・心臓疾患の問題もあるし、事故もありますよ。だからパンフレットを渡すみたいな話になってるかもしれないけれど、しかし皆さんは放射線被ばくを覚悟して現場に入場されているわけじゃないですか。将来において自分たちの健康の管理を新しいシステムとしてこれから構築しますよ、それぞれ皆さんに登録証を渡しますよという話になっていて、どういう健康リスクがあるのかと、そういった場合にどういった補償が受けられるかってことについては最も関心の高いものですね。一般論を言ってるんじゃないで、ここについて特化したような情報提供ができないかって言ってるわけ。

西川：ですから放射線障害に特化した情報提供についてはデータベースの関係でも直接の通知をする機会があるわけですから、そういう機会にあわせてやるっていうことは今後、検討していきたいと思っています。これから検討していきたいと考えております。

片岡：具体的に提案しましょうか。

西川：はい。

片岡：少なくともアスベスト並みにやってください。

西川：アスベスト並みというのはどういう趣旨でしょうか。

片岡：アスベストの認定疾患はこうですよとパンフレット作ってるでしょ。認定対策室にありますよ。

西川：そういう認定基準のパンフレットを作ってもらいたいってということですか。

片岡：こういう病気がありますよと。病気はこういう病気ですよと。

西川：例えばいま認定基準を作れば白血病の。どういうやり方が良いかは、

片岡：実例はこうですよ、と。入場教育のときに配布して。一番良いのは現場に行って安全衛生教育と一緒にやるのが一番良いと僕らは思ってますけど。

西川：入場のときにお約束はできませんけれども、

片岡：お約束してほしいんですよ。

西川：ご希望はわかりますけど。

片岡：次の時までには回答をしてください。

西川：次の時には改めて検討してご回答させていただきます。

飯田：時間の関係で継続して検討して頂きます。次回は検討をして頂いた上で教えてください。最後、原子力災害の賠償に関する点につきまして文科省において頂いております。

松浦：文部科学省の原子力損害賠償室の松浦です。要望書の 3 です。答えとしては、原子力損害賠償法においては賠償すべき損害の範囲というのは一般的な損害賠償と同様に本件事故との相当因果関係が認められるものとなっております。被害者等、原子力事業者における賠償交渉等がまとまらない場合、最終的には司法裁判の判断により決着を図っていくこととなります。

建部：裁判に行く前に、だいたい事故の結果を裁判でやったらものすごいこととなりますよね。だから裁判に行く前に国として東電が認めるかどうかということもありますけど、放射線被害というものを、国の見解を事故に即してきちっと再検討してほしいんです。今まで原子力の被害については国は原子力推進の立場に立ってきたので過小評価に立ってたと思います、はっきり言って。だから今後、原子力については考え直していくんだから今

までの考えも基本的に再検討して本当に原子力の被害は今まで言っていたようなことではないんだということを出してほしいんですよ。別の機会に、原爆投下という特別な戦争に係る問題—国家の大きな責任があるわけですけど—ではガンは全て補償の対象になってるんです基本的に。条件ありますけど。ガン以外の病気も具体的にあがっているわけですよ。今までの原子力の推進の側から考えたら全てのガンを補償するなんてことは絶対でできませんよ。現に今の労災でもそうになってませんよ。1つひとつ文献集めてチェックするんですよ。そんなことこの事故の被害者にやっていたらきりがありませんよ。だからまとめて救済するという、アメリカで冷戦の元に色んな原子力工場で働いた人で被害が出てきて、それは負の遺産であると冷戦時代の。だから全て補償しますというような基本的な立場を作って、そのための法律もできてアメリカではやっているんですよ。何万もの人が申請をして認定されているんですよ。そういうことも参考にして根本的に改めてほしいと思います。だから裁判なんかの話、本当はしないでほしいんです。そんなこと前提に行政は進めるべきではないと思います。

松浦：原子力損害賠償法自身は民法の損害賠償の制度と同一のものでありますから当然、事故との相当因果関係が認められるものは賠償の対象になると。相当因果関係の判断は原賠法上は相当因果関係はあるものとは言いますが、その根拠は別の科学的な根拠に基づいて判断がなされると。おっしゃる通りこれまで過小評価していたのかどうか基準を再検討するかどうかというのは科学的根拠があって成り立つものですし、そういったものがないと原賠法上の賠償の対象になるかどうかの判断もできないと思います。また国が仮に原賠法上の相当因果関係があるんだと認めたとしても、原賠法の相当因果関係の考え方から外れているようであればそれは逆に事業者から訴えられる可能性がありますし、最終的には当事者間で合意が得られないものは裁判に行き着いてしまうという、法治国家ですからやむを得ないものではないかと。評価の基準についてどうこうって話は原賠法とはやや観点を異としている要望かなと思います。

片岡：原賠法そのものの話をしてるんです。原賠法で補償を求めたときに事業者側が払わないということであれば司法上の争いになりますよね。だけど、そうなった場合は必ず原賠法の制度上の仕組みによって国は事業者の方に補助参加するような仕組みになってます。

松浦：それはどういうご趣旨ですか。

片岡：法律の仕組みです。

松浦：それは補償契約のことをおっしゃっているわけですか。

片岡：そうです。

松浦：それも結局、相当因果関係のあるものということになりますよね。

片岡：つまり事業者側は因果関係がないと思えば裁判に行ってくださいって言うわけです。そうなれば自動的に国は事業者側の補助参加として立ち会うわけです。今回の福島第一の事故においても5年になるか10年になるかわからないけれども、そういう場面が想定されるので、国は東電と一緒に法廷に登場しますということなんですかという意味のことを聞いているんです。そうではなくて私たちが求めているのは賠償指針の中に労働性被害の職業性疾病についても賠償指針に盛り込む政治判断をされて、行政判断をされて、前もってきちんと整理をしておいてくれと。そうしないと結局、泣きを見るのは労働者だという趣旨のことをこの前もご説明してるわけです。そういうことを踏まえて、きちんと考えてもらいたいんです。

松浦：まず、国が補償で出てくるというお話でしたが、原賠法上、賠償措置の中で事業者が負えないところについて国がやると。地震・津波とか噴火、あるいは、

片岡：いやいやちょっと待って、

松浦：10年を越える、

片岡：そういうことをいってるんじゃない。わかってて時間を使うような答え方をするのはやめてもらいたいんですけど。

松浦：違う趣旨のことをおっしゃられたので、私はそれも賠償措置の一部であって結局、その対象になるかどうかは相当因果関係、

片岡：もう1回、私が最後にお聞きしたことに対する問題意識のことでどうするんですかということをお答えしてもらいたいんです。つまり労災認定されても、それで当然、原賠法で賠償対象になるだろうと持っていったらそれはうちは知りませんよと。うちは因果関係を認めていないんですからやりたいんだったら法廷でやってくださいっていうことを過去やってるわけですよ、東京電力は。しかもそこに国が補助参加してきてるのが事実なんで。必ずそうするんです東電は。もしそういう事態になったら。しかもこれだけの被ばく量ですから必ず労災認定される人が出てくるんです。我々はその時に生きてないかもしれないけど。でも、いま生きてる者の責任としてはその時のルールを作るために皆さん一生懸命頑張ってるんじゃないですか。そういうことがあって初めて、原発の中で一生懸命働ける

んじゃないですか、という問題意識でこの質問をしているので、そういうことを踏まえてもらいたいです。お願いします。

松浦：今回の事故について当然、急性のみならず晩発性の放射線障害で事故との相当因果関係があれば当然、賠償の対象となるということは明らかです。ただ国が補償契約を結んでいるので裁判に参加してくるといのは補償契約上、賠償措置で10年を越えるものについて賠償しなければいけない時には国が責任を持つということになっているので出てきています。今回の事故から10年以上経過したときにどういう基準になるのかは当然、10年間かそれ以上の科学的知見の蓄積によって判断されると思いますから、今この場で労災認定の基準と同じものが原賠法上適用できるところで確約できるかという、そんなことは絶対に無理じゃないかと思います。

片岡：労働災害として国が認定してるのに、無過失損害賠償で原賠法で訴えるときに、厚生労働省がやったことは間違いだったと言って東電はやるわけですよ。そういう企業だったから原発訴訟が起こったと思ってるわけです。非常に独善的で。それはもう止めにしなければいけないこの時期においてそういう説明はないんじゃないかっていうことです。

松浦：労災認定されてるから、賠償の対象にもなるんだというのについては司法の場ではそういう結論にはなっていないわけですよ。さきほど政治判断、行政判断とおっしゃいましたけれども我々は行政ですから政治判断はできません。行政判断についてはこれまでの考え方について基本的にそのままですって良いんじゃないかということですから。

片岡：つまり労災認定された者について、東電は損害賠償しなくても国としてはそれを認めるということをおっしゃるんですよ、あなたは。

松浦：その通りです。

片岡：じゃあそういうことで福島に入っている労働者にちゃんと説明してください。慰謝料払わないと、労災認定されても。

松浦：そこは原賠法の考え方から言って、

片岡：何かあったときにどうなるんですかっていうのは皆、不安を持ちながら現場に入っているわけですよ。

松浦：そこは労災は労災でちゃんとみるべきところがあるわけですよ。

片岡：労災は損害に対して最低限の補償であって人が死んだら損害は1つなんですよ。

松浦：法律のもとで何が対象になる、何が対象にならないっていうのはありますから。

片岡：国がそういう考え方でこのことに臨んでいるということであればそれをはっきり説明してくださいっていうことです。

松浦：それを全ての労働者に説明するか、しないかっていうのは現場のことであって、いま私が言っているとおり労災の話と原賠法の話は適用の範囲が違うことについては司法上は理解が出ているわけですから、現状においてはその考え方を踏襲するしかないんじゃないかと。もしそれを変えるべきであれば原賠法、あるいは民法を変えないといけないわけですよ。それは完全に政治判断ですから私の能力を越える話になってくると思います。

片岡：やっぱり国は東京電力と一緒にあって被災した労働者をいじめるっていうことですね？ 結論的に言えば。

松浦：そういうわけではありません。法律を的確に運用しているだけであって、別に東電の味方をしてる、

片岡：法律を的確に運用してたくさん原発を作って、法律を的確に運用して福島原発事故を未然に防げなかったし、法律を的確に運用してこんなにたくさん被ばく者を作っているわけですよ。

松浦：法律は国会の議決を経て、その基準はきちんと司法の判断を得て運用してるわけですから。

那須：原賠法の他の民事の賠償法と全く同じに語られるのはおかしいと思うんです。例えば建設現場で怪我をして労災が降りたと。それは怪我をするような労働環境を放置してしまっただけで事業者の責任があるかっていうところは争われるところはあるかもしれないけど、それはかなりその時点で具体性がクリアな話でしょ。だけど被ばくの話ってすごくわかりにくいわけじゃないですか。時間が経って影響がでるわけでしょ。これを被災した労働者に、裁判の話でいうと、高度な蓋然性を持って被害者に説明をさせるのはそもそも無理があると思うんです。そうすると被ばく労働に関しては全然、質が違うと思うんです。それをあえて他の民法の賠償と全く同じように語るのにはそこに意図を感じます。おかしいと思います。どうでしょうか。

松浦：原賠法は民法の特別法という位置づけになっておりますから民法の不法行為の条文は原賠法の運用でも使うことになっております。いわゆる過失があつて、それについて賠償の責任があるかという判断ですから、放射線被ばくだからと言って特別に何か扱うっていうのは過失の有無と相当因果関係といったところから判断されると思います。いわゆる損害賠償みんなそうですから。長尾裁判でも色んな証拠、あるいは争いの中で色んな科学的データからみて相当因果関係が認められるかというところで司法はそうではないんじゃないかということですから。被害者にとって負担があるのは事実かもしれません。原子力損害賠償紛争審査会も被害者の日常負担の軽減を図っていますけど、放射線被ばくについて相当因果関係があるかというのは、急性の放射線障害であれば今の段階でできるかもしれませんけれども、晩発性は色んな科学的データの蓄積、今回も福島県全体に健康調査をこれから長期的におこなっていくということもありますから、そういった今後の科学的データの蓄積でもって将来的には被害者の立証の軽減につながるようなことも出てくるかもしれないかもしれません。

那須：原賠法自体が非常に特殊だと思うんです。電力会社に最終的な責任を取らせるっていうのは、ある意味では発注者責任ですよ。非常に特殊なケースだと思うし、しかも事業者がケツを拭ききれなかったら国がケツ拭くっていつてるんですよ。非常に特殊な例だと思うんですよ。それは放射線をめぐる特殊状況が考慮された上で作られているからこうなんだと思うんです。

福島：労災認定で白血病の骨髄性などだと、白血病に若くてなる人はあまりいないからだいたい年間 5 ミリシーベルトで労災認定しますよね。問題はガンの場合で労災認定も相当因果関係の立証が、ガンになる理由って色んな理由があるので 70、80 でガンになって、じゃあそれが若いときに働いた結果かという立証にみんな苦しんでいることもあるじゃないですか。今日、文科省にお願いしたいのは今回、大量に被ばくをした人たちが大量に労働者として出たと。それで最終的に裁判だけど、裁判の救済はあまりに迂遠、あまりに時間がかかる。審査会で出る指針は審査会で議論するわけじゃないですか。弁護士会なども ADR 的なものを活用しようとしているので、ぜひ文科省にお願いしたいのは働く労働者の負担にならないように労災認定をしたらそれを最大限尊重してくれとか、今回の福島原発事故を受けて工夫してほしいんです。変えてほしいんです。例えば指針についてこの審査会も例えば自主避難についてどうするかとか新たな論点も出てきてるじゃないですか。弁護士会的 ADR もかなり加味して、弁護士も入ると聞いているので今日できたら前向きに答弁して頂きたいのは、文科省の方で労働者の被ばくの補償に関して例えば労災の結果が出れば労災と民事上の損害賠償は違うけれども、それを尊重するとか、あるいは審査会における労働者の被ばくの損害賠償について指針を緩めるとか、裁判に行かずに審査会や何か

の形で救済するための方法を編み出してほしいということです。検討し直して頂けますか。前とは事情が違うんですよ。大量に浴びた人が大量に出て、その人たちが何十年経って裁判でっていうのは非現実的なんです。だから、ここで議論が出ているわけで、審査会の指針とか中身について文科省は前向きに労災認定されたら救済しようよと。白血病の骨髄だったら、労災認定されたら、それを尊重するようにやってくれとか。文科省が今回、足を踏み出して知恵を出してほしいってことです。裁判に行くのは最低っていうか、最後じゃないですか。

松浦：裁判に行くというのは双方にとって、はい。先生が今おっしゃったADRの仕組みを和解の仲介機能を拡張して原子力損害賠償紛争解決センターといったものをはじめたりと。あるいは労働者の負担の軽減から今回、中間指針を作ったというのもJCOの経験から2008年に国会で原賠法改正して頂いて指針を紛争審査会を作るという事務を追加して頂き、それがまさに直後に適用されるとは思いますがよりませんでしたけども。できる限り被害者の負担の軽減あるいは救済につながる所は引き続き努力したいと思います。他方、賠償の対象になるかどうかの基準については、労災の認定基準をそのまま使って良いのかは賠償の考え方をあまりに逸脱する可能性もありますし、そこは科学的なデータをもとに紛争審査会でそこをできるのかどうかも、まず紛争審査会で相当因果関係の範囲なり、賠償の対象だっという線をひくには科学的な根拠が必要になりますので今すぐに範囲が広がるとか新しい基準を持ち出すのは難しいかもしれませんが、労働者の放射線障害が発生したり、ガンになったときに裁判になるのか、ADRに行くのかは別としても救済につながるような方策があるのか検討していきたいと思います。

井上：今の話で新しい基準っていうことであれば、ぜひ整合性を教えて頂きたいんですが国がこの間、原爆症で22回か23回ぐらい負けてるんですよ。最終的に国が和解をしてそれを認めるということで原爆症の認定を決めたわけです。そのときの基準というのが原爆投下の位置から3.5キロ離れている所で1ミリシーベルト浴びている方でガンや白血病を発症したら原爆症認定の最初の申請になるわけです。なった場合には毎月14万、15万近いお金が医療費無料で出るわけです。それ国が認めてるんですよ。それとさっきの話でいくと、裁判で認めているのであれば良いっていうのであればそれとの整合性はどのように説明されるのでしょうか。

松浦：それはまさに法律の適用の話になってきますので原爆の投下による原爆症の認定はどういう損害なり、それを担保するかというときに別に放射線のガンの影響とかそういったものが原賠法の考え方と全く同じなのかといったところは、それぞれ法律が違うため基準が違う可能性があると思います。原賠法上は原賠法に規定されている事故との、放射性物質とか、放射線の作用とか、科学的な作用も含む、そういったところから発生する障害

といったところで判断されるべきものですから、そこについて3.5キロ1ミリシーベルトといったものが同等に扱われるかどうかというのは科学的な検証にもとづいて考える必要があると思います。同じ司法でも適用する基準が法律によって違う以上、同じ基準を持ってくるのは難しいと思います。

井上：一方で原爆症は直爆ではなくて入市被ばくであったり、看護被ばくであったり、体内被ばくであったり、色んな要件があるわけです。必ずしも直爆でということではないので、逆に言えば労働者被ばくと同じように入市をして被ばくをした方もいるわけですので、違うと言っても似たような部分もたくさんあるわけですから全く違うという観点でもないはずです。むしろ先の知見を本来は生かすべきではないんですか。国もそれを認めているんですから、そういう生かすべき立場に立って弱い立場にいる労働者、ないしは被ばくをさせられた人たちに立って物事を判断することが必要。そのことを司法が断罪してきたわけじゃないですか。20何回も認めないと言ってきたわけですから。そのことも重く受け止めるべきじゃないでしょうか。

松浦：私、その20何回の判決は読んでおりませんので、正確に答えられませんが、逆に原賠法上は原賠法の考えにもとづいてきちんと事故から相当因果関係のある放射線の障害かどうかというのは科学的根拠にもとづいて判断しないとイケないと思いますので。ご批判あるのはよく承知しておりますので今後、福島先生にお答えしたとおり、5年10年経って科学的な知見も蓄積されていくでしょうし、放射線の基準もその間に変わるかもしれませんしそういった中で適切に被害者の救済、あるいは立証負担の軽減につながるように努力したいと思います。

飯田：また継続して議論していきたいと思います。どうもありがとうございました。工藤先生と福島先生から一言ずつお願いします。

工藤：皆さん方の各省とのやりとりはこれまでも何回も継続されていると聞いていますが、私は初めて出席させて頂きましたが、担当によって取り組み方が違うんだなと感じました。昨日、また作業員の方、3人目の死亡者が出たということでそのことも触れたかったんですが時間が無くて。特に労災の関係の担当者の方があまりにも冷たい対応だったので私もちょっとエキサイトしそうなので今日のところはやめておこうと思いますけれども、ぜひその点もきちんと明らかにすべきではないかと思います。ありがとうございました。

福島：この間、放射線量が上がったことを元に戻すと厚労省は言いながら、なかなか戻らないこともあり、実は国会の中で毎日1人ひとりにレシートで放射線量のバッジをみても自分でもメモをとったりしないので毎日、放射線量をレシートのようにして配れというよ

うなことなどを厚労委員会で言い、かつまとめて放射線量と内部被ばく量を 1 月まとめて渡せとか色んなことをやってきて、今日また話を聞きながら労災認定と原賠法は別だということ、実際は裁判起こしたりすごい苦労しない限りは救済ができないというのも変えてないので、審査会が動いていますがそこに労働者被ばくの問題も押し込んで裁判に行く段階の前の段階のある種の基準をもう少し緩める形での救済などできないかと思いました。それにしてもたくさんの論点があり、できれば次の交渉もそうですが、まとめて獲得していく、中間まとめで勝ち取ることも国会の中でやっていかなければならないと思っています。課題はたくさんありますが、行政交渉しながら一緒に頑張っていきたいと思います。